令和7年度「沖縄修学旅行新規プログラム視察」
プログラム募集要綱

1. 事業目的

沖縄県及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）は、沖縄修学旅行取扱い旅行会社へ向けて、修学旅行の受入実績がない新規プログラムの視察の機会を提供することでプログラム造成を促進する。

2. 実施概要

名　　称：令和7年度「沖縄修学旅行新規プログラム視察」
視察日時：令和7年7月中旬～9月予定（1泊2日）
実施場所：沖縄本島内
視察内容：修学旅行の受入実績がない探究学習又はSDGs学習に特化した新規プログラム
募集プログラム数（県内プログラム事業者）：5企業（団体）程度
視察参加者数（県外旅行会社修学旅行担当）：5名程度

3. プログラム視察に係る今後のスケジュール

（1）新規プログラム募集
　日　時：令和7年5月30日（金） 15:00　締め切り
（2）新規プログラム事前確認
　日　時：令和7年5月中旬～6月上旬予定
（3）新規プログラム確定
　日　時：令和7年6月中旬予定
（4）「沖縄修学旅行新規プログラム視察」実施（対象：県外旅行会社修学旅行担当）
　日　時：令和7年7月中旬～9月予定

4. 参加プログラム条件：

本事業に係るプログラムの登録条件を以下の通り定める。

（1）探究学習又はSDGs学習に特化した内容であり、受入が可能であること。
（2）プログラム提供事業者（以下「事業者」という。）の拠点が沖縄県内にあること。
（3）事業者において過去に沖縄県内における修学旅行の受入実績がなく、今後は修学旅行の受入要望があること。
（4）申込日又はそれ以前より受入可能であること。
（5）本事業により利用されたプログラムの実施内容について、事業者においては沖縄県又はOCVBが事前確認することに協力すること。
（6）本事業により利用されたプログラムの実施内容について、沖縄県又はOCVBが対外的に

公表・共有することに同意すること。

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

（1）募集申込み内容に虚偽の事項がある場合。

（2）プログラムの内容が当事業の趣旨及び公序良俗に反すると認められる場合。

（3）事業者に以下の者が含まれる場合：

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記。）

・暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体

（4）その他、OCVBが不適当であると判断するもの

5. 選考基準について

以下の基準を満たした事業者・団体等とする：

（1）本事業の趣旨・目的に賛同し、協力ができること。

（2）プログラム募集概要に沿った内容での視察協力が可能であること。

（3）過去に沖縄県内における修学旅行の受入実績がなく、今後は修学旅行の受入要望があること。

（4）以下①から②の事業者については、併せて下記条件を満たしていること：

① マリンスポーツ事業者

「賠償責任保険」「傷害保険」に加入し、且つ、沖縄県公安委員会が指定する「安全対策優良海域レジャー提供事業者（マル優事業者）」「一般財団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー」等のマリンスポーツの安全対策を積極的に推進している団体に加盟している事業者であること。

② エコツーリズム事業者

「賠償責任保険」「傷害保険」に加入しており、以下の基準を満たす事業者であること：

（ア）活動する地域の生活文化を乱さないよう注意を払っており、環境保全活動や、自然回復への直接的もしくは間接的な組みを行っている。

（イ）正しい情報に基づく適切な案内、説明を参加者に提供している。

（ウ）事故などが起こった際の緊急連絡網を整備している。

（エ）地域のエコツーリズム関係団体など関係機関と連携が図られている。

6. 参加費用

参加無料（但し、事前確認及び「沖縄修学旅行新規プログラム視察」において、モニター価格でのプログラム提供ができること。）

7. 申込方法

締切日までに下記応募フォームより、申し込みとする。

URL：https://forms.gle/uvB8b9ZEd2o6TF8t8

＜体験プログラムの選定方法＞

体験プログラム募集要綱に適していることを条件に、案内プログラムの内容を確認の上選定を行う。

＜申込受付期間＞

令和7年4月24日（木） から 令和7年5月30日（金）15:00〆切

8. 決定通知

令和7年6月中旬頃（予定）を目途に決定とし、事務局より連絡をする。

9. その他

＜注意事項＞

（1）事業者は令和7年度「沖縄修学旅行新規プログラム視察」募集要綱を遵守することを承諾の上、申込むこととする。

（2）主催者は、天災、悪天候その他不可抗力によって本視察の開催を中止又は延期することがある。その場合、事務局はこれによって生じる損害、費用の増加、その他事業者に生じた不利益な事態については、責任を負わないものとする。

＜個人情報の取り扱いについて＞

体験プログラムの登録に関して事業者より取得した個人情報については、本支援事業の範囲内のみにおいて使用する。

以上